

計測ステーション 契約約款
【NTT ドコモ ビジネスプラス版】

株式会社 P r a c t e c h s

第1条（目的）

計測ステーション契約約款【NTT ドコモ ビジネスプラス版】（以下、「本約款」という。）は、株式会社 P r a c t e c h s（以下、「当社」という。）が提供し、株式会社 NTT ドコモ（以下、「NTT ドコモ」という。）が販売する「計測ステーション」（以下、「本サービス」という。）の利用について定めるものとし、

第2条（申込）

1. 本サービスの利用希望者（以下、「申込者」という。）は、本約款の内容を承諾の上、NTT ドコモ所定の利用申込書に必要情報を記載し、NTT ドコモに提出することで、本サービス利用のための申込を行うものとし、
2. 当社が、NTT ドコモからの利用申込書を受領後、所定の方法によりアカウント ID・パスワード（以下、「アカウント情報」という。）を発行した場合、これをもって当社は本サービスの利用を承諾したものとみなし、
3. 本サービスの承諾を受けた申込者（以下、「契約者」という。）は、申込時に申請したユーザー数の範囲内で本サービスを利用できるものとし、

第3条（譲渡等の禁止および契約者の義務）

1. 契約者は、本サービスの利用・管理等につき、第三者による不正アクセスその他の攻撃から保護された環境（ネットワークに接続された機器を用いて当該使用、管理等を行う場合は、専用線、ファイアウォール等により保護されたネットワーク環境であることを含む。）を確立するよう合理的な努力をするものとし、
2. 契約者は、本サービスに含まれるソフトウェアに関し、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業を行わないものとし、
3. 契約者は、本サービスに含まれるソフトウェアに関し、複製、複写または修正、追加等の改変をしないものとし、

第4条（第三者への再使用許諾等の禁止）

契約者は、本サービスを第三者に販売、賃貸、または再使用許諾をすることはできません。

第5条（本サービスに関する権利）

本サービスに関する著作権その他一切の権利は当社に帰属するものとし、

契約者は本サービスに関する非独占的かつ譲渡不能な利用権(以下「利用権」という。)以外何らの権利を有しないものとします。

第6条 (当社の無保証及び免責)

1. 当社は、明示または黙示の有無にかかわらず、本サービスをその提供時において保有する状態で提供するものであり、特定の目的への適合性・有用性(有益性)・セキュリティ・権原および非侵害性について一切保証しません。
2. 当社は、契約者が本規約に基づき許諾された利用権を行使することにより生じた契約者もしくは第三者の損害に関し、いかなる責任も負いません。

第7条 (サービスの利用開始)

本サービスの提供開始は、第2条(申込)第2項で定めるアカウント情報発行の翌日以降とします。

第8条 (サービスの更新および解約)

本サービスの更新および解約は、ビジネスプラス利用規約に準じるものとします。

第9条 (ユーザーの追加)

契約者は、申込時に申請した利用ユーザー数の上限を超えて新たにユーザーを追加したい場合、所定の方法でNTTドコモへの追加申込を行うものとします。

第10条 (料金の支払い)

契約者は、ビジネスプラス利用規約に基づき、NTTドコモに対して支払いを行うものとします。

第11条 (サービスの廃止)

1. 当社は、当社の都合により本サービスの全部、または一部を廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項の規定によりサービスの廃止を行う場合には、3ヶ月前までに契約者に対して書面または当社が適当と判断する方法にて、その旨を通知することとします。

第12条（約款の変更）

1. 当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本約款を独自に変更することができるものとします。約款が変更された後のサービス提供条件は、変更後の約款に拠るものとします。
2. 当社は、前項の規定により約款の変更を行った場合、契約者に対して書面または電子メールにて、その旨を通知することとします。

第13条（その他）

1. 本約款は、日本国法に基づき解釈、適用されるものとします。
2. 本約款に定めなき事項もしくは本約款の解釈に疑義を生じた場合、当社と契約者は、誠実に協議して定めるものとします。

第14条（合意管轄）

本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（発効期日）

この約款は2016年4月1日より効力を発するものとします。

以上